

○銚田市り災証明書交付要綱

平成27年3月17日

告示第23号

改正 平成28年2月18日告示第16号

平成29年3月3日告示第18号

平成30年3月30日告示第49号

平成31年3月18日告示第30号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害による被害を受けた者に対し、り災証明書(以下「証明書」という。)を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定するものをいう。

(証明事項)

第3条 証明事項は、次に定めるところによる。

(1) 災害による被害証明 災害により被害を受けた事実について、その事実のみを証明するものをいう。

(2) り災程度証明 災害により被害を受けた事実について、市が被害状況を調査し、当該調査によって認定した被害の程度について証明するものをいう。

2 証明書において証明する内容は、災害によって生じた被害に関する内容とし、被害額については証明しないものとする。

(被害の認定基準)

第4条 り災程度証明書の交付に係る判定区分は、内閣府による「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づくものとする。

(交付対象)

第5条 証明書は、災害により被害を受けた市内の土地及び建物等の所有者又は使用者に交付する。

(証明書の申請)

第6条 証明書の交付を受けようとする者は、り災証明交付申請書(様式第1号)(以下、「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) り災の状況が判断できる写真

(2) 位置図

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の申請期限は、り災した日から起算して1年を経過した日とする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

3 市長は、申請書の提出があったときは、り災証明交付申請書收受簿(様式第2号)に所要事項を記載しなければならない。

(証明書の交付)

第7条 市長は、前条による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、り災証明書を交付するものとする。

2 市長は、同一のり災について、り災した者又は申請者から再度、証明書の交付申請を受けたときは、前項の審査を省略し証明書を交付することができる。

3 証明書の交付に係る手数料は、無料とする。

(交付の特例)

第8条 証明書の様式が、その提出先において定めがある場合には、当該証明書への証明をもって前条各号の交付に代えることができる。

(補足)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(適用の特例)

2 この告示は、東日本大震災によるり災証明については、平成32年3月31日まで適用する。

附 則(平成28年2月18日告示第16号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月3日告示第18号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第49号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月18日告示第30号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

<h2 style="margin: 0;">り災証明交付申請書</h2>	
年 月 日	
銚田市長 様	住所 _____
<input type="checkbox"/> 新規申請	氏名 _____ ㊟
<input type="checkbox"/> 再申請	電話 _____
1. 証明事項	<input type="checkbox"/> 災害による被害証明
	<input type="checkbox"/> り災程度証明
2. り災日時及び原因	
3. り災場所及び種類	銚田市
	<input type="checkbox"/> 住家〔 <input type="checkbox"/> 持家 / <input type="checkbox"/> 借家〕
	<input type="checkbox"/> 非住家〔 _____ 〕
	<input type="checkbox"/> その他〔 _____ 〕
4. 被害内容	住家
	<input type="checkbox"/> 建物の損壊〔 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 外・内壁 <input type="checkbox"/> 床〕
	<input type="checkbox"/> 設備の損壊〔 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 配管 <input type="checkbox"/> その他(_____)〕
	<input type="checkbox"/> そ の 他〔 _____ 〕
	非住家
	<input type="checkbox"/> 建物の損壊〔 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 外・内壁 <input type="checkbox"/> 床〕
	<input type="checkbox"/> 設備の損壊〔 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 配管 <input type="checkbox"/> その他(_____)〕
	<input type="checkbox"/> そ の 他〔 _____ 〕

※申請人は、上記の太枠のみ記入し、該当する項目の口欄を■に塗りつぶしてください。

<input type="checkbox"/> 新規発行 <input type="checkbox"/> 再判定 <input type="checkbox"/> 再発行	<h2 style="margin: 0;">り災証明書</h2>	証明番号	
証明事項	<input type="checkbox"/> 災害による被害証明		
	<input type="checkbox"/> り災程度証明		
	〔 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊(10%以上 20%未満) <input type="checkbox"/> 一部損壊(10%未満)〕		
備考			
上記のとおり相違ないことを証明します。			
年 月 日	茨城県銚田市長	印	

※この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

